# 金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

7	ケ

七	六	五.	兀	三	_	_	
金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)・・・・・・・3	金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)	不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成二十一年政令第二百十八号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資産の流動化に関する法律施行令(平成十二年政令第四百七十九号)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)	金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)	

一 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)

七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政引とする。(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)	附則第五章~第九章 (略)	第四章の六 投資者保護基金(第十八条の五―第十八条の十五)の四の十六) の四の十六) の四の十四―第十八条	四章の三(略)四章の三(略)	第三章の五 重要青報の公表(第十四条の十五―第十四条の十七)第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表(第十四条の十四)第二章~第三章の三 (略)第一章 総則(第一条―第一条の二十二)	目次
七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場 有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。 「一~六 (略) 「、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	附則 第五章~第九章 (略)	第四章の五 投資者保護基金(第十八条の五―第十八条の十五)四の十一)	第四章〜第四章の三(略)	第三章の四 特定証券情報等の提供又は公表(第十四条の十四)第二章〜第三章の三 (略)第一章 総則(第一条―第一条の二十一)	目次 現 行

この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。) もの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくは 法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当する であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買 口に掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券 合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イから 、までに掲げる場合に該当するもの、 組織再編成発行手続のうち ( 以 下

#### (略)

員若しくは発起人その他これに準ずる者(当該子会社等の設立 る場合の発起人その他これに準ずる者を除く。) 該当しない期間があり、 後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも る法人をいう。以下ニにおいて同じ。)又は当該子会社等の役 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等 (法第二十九条の四第四項に規定する子会社その他これに準ず かつ、 当該期間が連続して五年を超え

#### (略)

#### 八~十一 (略)

# (金融商品債務引受業の対象取引)

第 リバティブ取引に付随し、又は関連する取引として政令で定める取 引は、次に掲げるものとする。 条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデ

#### 略

この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。 もの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくは 法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当する であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買 ロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券(以下 合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イから までに掲げる場合に該当するもの、 組織再編成発行手続のうち

#### イ〜ハ (略)

る場合の発起人その他これに準ずる者を除く。) 該当しない期間があり、 後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも 員若しくは発起人その他これに準ずる者(当該子会社等の設立 る法人をいう。以下ニにおいて同じ。)又は当該子会社等の役 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等 (法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ず かつ、 当該期間が連続して五年を超え

#### (略)

#### 八~十一 (略)

# (金融商品債務引受業の対象取引)

第 リバティブ取引に付随し、 引は、次に掲げるものとする。 条の十九 法第二条第二十八項に規定する有価証券の売買又はデ 又は関連する取引として政令で定める取

#### 略

条の二十第四号において同じ。 金銭又は上場有価証券等をいう。 十第四号において同じ。 ものに限る。 信託の び第十五条の二十第四号において同じ。)、 おいて同じ。 引所に上場され、 動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取 純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変 項に規定する証券投資信託をいい を同法第四条第 条の 以下この号、 証券投資信託 部の償還又は証券投資信託の受益証券と上場有価証券等 運用の対象とする各銘柄のもの又はその信託財産に属する 十第一号に規定する上場有価証券等をい 以下この号、 の設定 第十五条の三第四号及び第十五条の二十第四号に 一項に規定する投資信託約款に定めたものに限る (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四 又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨 (追加設定を含む。 との交換に係る受益証券又は金銭等 第十五条の三第四号及び第十五条の二 の授受 第十五条の三第四号及び第十五 その信託財産の 第十五条の三第四号及 証券投資信託の元本 当該証券投資 口当たりの

五. に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受 ィブ取引(前条に定める取引を除く。)又は前各号に掲げる取引 前各号に掲げるもののほか、 有価証券の売買若しくはデリバテ

兀 に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受 ィブ取引(前条に定める取引を除く。)又は前三号に掲げる取引

前三号に掲げるもののほか、

有価証券の売買若しくはデリバテ

(新設)

兀

(新設)

ものは、

次に掲げるものとする。

条の二十二

法第二条第四十一項第三号に規定する政令で定める

(高速取引行為となる行為)

- 3 -

号に掲げるものを除く。)。
た金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行うこと(同法第二条第四十一項第一号に掲げる行為を行うことを内容とし

第二条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

誘又は売付け勧誘等を行う場合とする。

執行役又は使用人を相手方として、

当該新株予約権証券等の取得勧

会計参与、監査役、

る会社として内閣府令で定めるものの取締役、

二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、 
二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は 
二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は 
このの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手 
定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手 
定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手 
定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手 
方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行 
方として、当該新株予約権証券等の取得を行 
方として、当該新株予約権証券等の取得を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新株予約権証券を 
方として、当該新規を 
方は表する 
方は表する

「条の十二の三 法第四条第一項第四号に規定する政令で定める要(有価証券の売出しの届出を要しない有価証券の売出し)

第

(募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

っつ : 一 : う。 件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める

国債」という。) 次に掲げる要件の全てに該当すること。掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国ー 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に

## イ〜ハ (略)

地方債」という。) 次に掲げる要件の全てに該当すること。掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に

## イ〜ハ (略)

・ 特殊法人債」という。) 次に掲げる要件の全てに該当すること掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に

#### イ〜ハ (略)

う。) 次に掲げる要件の全てに該当すること。いて、当該社債券の発行者以外の者が発行転換可能社債券」といいて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるいて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換されるのに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第

#### イ (略)

ロ 当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金)

ものとする。件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める

国債」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号に

# イ〜ハ (略)

地方債」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第二号に

# イ〜ハ (略)

特殊法人債」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号において「外国一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に

#### イ〜ハ (略)

う。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。 いて、当該社債券の発行者以外の者が発行転換可能社債券」といいて、当該社債券の発行者以外の者が発行する株券に転換される 以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第 ものに限る。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第 しん 社債券 (あらかじめ定められた一定の条件に該当する場合にお

#### イ (略

融

口

当該海外発行転換可能社債券が外国の金融商品取引所(金融

債券の売買が外国において継続して行われていること。をいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号においてをいう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの方。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号においてをいる。

#### ·二 (略)

## イ〜ニ (略)

でに該当すること。 次に掲げる要件の全の号において「海外発行債券」という。) 次に掲げる要件の全七号に掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの(以下こからに掲げる有価証券のうち債券等の性質を有するもの(以下に 券を除く。以下この号において同じ。)及び法第二条第一項第十分を除く。以下の号において同じ。)及び法第二条第一項第十

#### イ・ロ (略)

ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されてい

ではいること、又は当該海外発行転換可能社債券の売いう。第十二条第七号及び第十四条の三の七第二号において 「指定外国金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたもの方法を表示。

#### ・ニ (略)

#### イ〜ニ (略)

件に該当すること。
中に該当すること。

#### イ・ロ (略

ハ 当該海外発行債券が指定外国金融商品取引所に上場されてい

規定により有価証券報告書を提出している場合を除く。)。 行者が同項 法により当該情報を容易に取得することができること ており、 内容その他の内閣府令で定める情報) とができるときは、当該海外発行債券について保証を受けてい ネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得するこ 該親会社により公表されており、 関する情報 基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社に 株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に 第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定 規定する場合に該当する場合であつて、 行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者 それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して る旨、当該保証を行つている親会社の名称及び発行者の事業の により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社 る場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規則! 、経理に関する情報その他の発行者に関する情報 かつ、 (日本語又は英語で記載されたものに限る。 (法第二十七条において準用する場合を含む。 国内においてインターネットの利用その他の方 かつ、 が発行者により公表され 親会社が法第二十四条 国内においてインター (ロ括弧書に (当該発 ) が 当 <u></u>の

う。) 次に掲げる要件の全てに該当すること。 の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」といて 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券

第一項 る旨、 合を含む。 内容その他の内閣府令で定める情報) とができるときは、当該海外発行債券について保証を受けて ネットの利用その他の方法により当該情報を容易に取得するこ 該親会社により公表されており、 関する情報 基づき、当該親会社の経理に関する情報その他の当該親会社 株券が上場されている指定外国金融商品取引所の定める規則に 規定する場合に該当する場合であつて、 行われている外国の法令に基づき、当該海外発行債券の発行者 それ以外の場合にあつては当該海外発行債券の売買が継続して を除く。 行者が法第二十四条第 法により当該情報を容易に取得することができること ており、 により有価証券報告書を提出しているとき、又は当該親会社 る場合にあつては当該指定外国金融商品取引所の定める規 |経理に関する情報その他の発行者に関する情報 当該保証を行つている親会社の名称及び発行者の事業の (法第二十七条において準用する場合を含む。 かつ、 (日本語又は英語で記載されたものに限る。 の規定により有価証券報告書を提出している場合 国内においてインターネットの利用その他の方 項 (法第二十七条において準用する場 かつ、 が発行者により公表され 親会社が法第二十四条 国内においてインター (ロ括弧書に )の規定 (当該発 ) が 当 劕

う。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。 の性質を有するもの(以下この号において「海外発行株券」とい七 株券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券

#### 1~ハ (略)

八 法第二条第一項第十号に掲げる要件の全でに該当すること。 資証券」という。) 次に掲げる外国投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資法人債券に類する証券を除く。以下この号において「海外発行投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四次、法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち

#### 1~/ (略)

ること。 て「権利表示証券」という。) 次に掲げる要件の全てに該当すて「権利表示証券」という。) 次に掲げる要件の全てに該当す. 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(以下この号におい

項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するもので (株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券の (株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券の (株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券 (株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券 (株券、法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券 (投資法人信費を (社債券及び外国投資 (社債券及び外国投資 (社債券及び外国投資 (社債券及び外国投資 (社債券及び外国投資 (社債券及び外国投資 (社債券及び外国投

#### 〜ハ (略)

八

資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。資証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当すること。百八十号)第十二条第二号に掲げる投資信託及び投資法人に関同項第十一号に掲げる外国投資証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券又は投資する法律に規定する外国投資証券で新投資信託の受益証券に類する法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券のうち

## イ〜ハ (略)

ること。 次に掲げる全ての要件に該当すて「権利表示証券」という。) 次に掲げる全ての要件に該当す九 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(以下この号におい

1

項第三号又は第四号に掲げる取引に係る権利を表示するもので及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券等(社債券及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券等(社債するものをいう。以下イにおいて同じ。) 又は社債券等(社債するものをいう。以下イにおいて同じ。) 又は社債券等(社債するものをいう。以下イにおいて同じ。) 又は社債券等(社債するものをいう。以下イにおいて同じ。) という。) 及び同項第一つものをいう。以下イにおいて同じ。) に係る同条第二十二十分に掲げる有価証券で株券又は投資証券に係る権利を表示 当該権利表示証券が次に掲げる全ての要件に該当する株券等

あること。

(1) • (2)

(略)

全てに該当すること。 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 次に掲げる要件の

イ~ニ

(略)

第三章の五 重要情報の公表

第十四条の十五 (上場会社等の有価証券から除くもの) 法第二十七条の三十六第一 項に規定する有価証券か (新設)

ら除くものとして政令で定めるものは、 次に掲げる有価証券とする

されることとなる有価証券として内閣府令で定めるもの 発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、 及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の 当該資産の管理

が発行者であるもの以外のもの 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち次に掲げる者

閣府令で定める資産に対する投資として運用することを規約に 定めた投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 十二項に規定する投資法人をいう。 その資産の総額の百分の五十を超える額を不動産その他の内 以下この号及び第十四条の

あること。

(1) • (2)

ロ・ハ (略)

要件に該当すること。 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

次に掲げる全ての

イ~ニ (略)

(新設)

# 十七第六号において同じ。)

して内閣府令で定めるものる資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人とる資産の価額の合計額の割合が百分の五十を超える投資法人と

イ又は口に掲げる投資法人に類する外国投資法人

# (その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲)

一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券(前条第十四条の十六 法第二十七条の三十六第一項に規定する法第二条第

証券は、次に掲げるものとする。

に。) に該当するもの 第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券(法 場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券(法 場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券(法 場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券(法 で、金融商品取引所に上 が、金融商品取引所に上 の及び同項第十一号に掲げる外国

店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は有価証券(前号に掲げるものを除く。)を受託有価証券とする有法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は第十一号に掲げる

三 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第

(新設

五号、 該当するもの ものを除く。 の又は同項第十一号に掲げる外国投資証券 げるものを除く。 上場されており 第七号若しくは第九号に掲げる有価証 以 (指定外国金融商品取引所に上場されているものを 下この条において同じ。 以下この条において同じ。 又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に で、 (前条第二号に掲げる 券 金融商品取引所に の性質を有するも (前条第 号に掲

兀 融商品取引所に上場されており 五号、 のを除く。 号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されているも いるものを除く。 外国 扱有価証券に該当するもの (前号に掲げるもの及び指定外国金融商品取引所に上場されて 第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するも 「の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第 )を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、 又は同 項第十 又は店頭売買有価証券若しくは 号に掲げる外国投資証券 項第 ( 前

もの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券であ 第三号に掲げるもの るものを除く。 であるものを除く。 いるもの及び前号に掲げる有価証券信託受益証券の受託有価証券 号、 外国の者の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第 (第三号に掲げるもの) 第七号若しくは第九号に掲げる有価証券の性質を有するも 0 預託を受けた者が当該証券若しくは証書又は 又は同項第十 指定外国金融商品取引所に上場されている 指定外国金融商品取引所に上場されて 号に掲げる外国投資証券 項 第

Ŧī.

(上場有価証券等の範囲)

第十四条の十七 法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する当第十四条の十七 法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する当ずる。

び同項第十一号に掲げる外国投資証券を除く。)第十一号に掲げる有価証券(第十四条の十五各号に掲げるもの及当該上場会社等の法第二条第一項第五号、第七号、第九号又は

(新設

# 証券に該当するもの

一 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書のうち法第二条第一項第五号、第七号若しくは第九号に掲げる有価ものを除く。)で、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が金融商品取引所に上場されており、又は当該証券信託受益証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

兀 頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの 号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており げるものを除く。 該上場会社等の同項第十一号に掲げる外国投資証券 うち法第二条第 券の性質を有するもの 外国の者である当該上場会社等の発行する証券若しくは証書の 項第五号、 で、 これらに係る権利を表示する同項第二十 (前 第七号若しくは第九号に掲げる有価 一号に掲げるものを除く。 (前二号に掲 又は当 又は店

Ŧī. 類する外国投資信託 有価証券」という。 場会社等の前各号に掲げる有価証券 一条第二 約款に定めた投資信託 法第二条第一 託をいう。 三項に規定する投資信託をいう。 以下同じ。 項第十号に掲げる有価証券で、 )のみに対する投資として運用することを信 (同法第二条第二十四項に規定する外国投資 (投資信託及び投資法人に関する法律第 に係るもの (以下この条において 以下同じ。 信託財産を当該上 又は これに 「対象

) | | 約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行するも | 会社等の対象有価証券のみに対する投資として運用することを規

の対象有価証券に係るオプションを表示するものと、出第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等

の対象有価証券に係る権利を表示するもの、法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等

託有価証券とするもの九有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の対象有価証券を受力。

せることができる権利を有しているものに限る。) 情券を除く。) で、当該上場会社等の対象有価証券による償還をさることができる旨の特約が付されているもの(社債券を保有するることができる旨の特約が付されているもの(社債券により償還する) で、当該上場会社等の対象有価証券により償還するによりできる権利を有しているものに限る。)

性質を有するもの
十一 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の

(有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの対象取引)

引は、次に掲げるものとする。 第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定する政令で定める取

一~三 (略)

券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は証

(有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定する政令で定める取

引は、次に掲げるものとする。

**一**〜三 (略)

(新設)

# 又は金銭等の授受

取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は前各号に掲げるリバティブ取引(法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券五 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デ

#### (特別の関係)

れぞれ当該各号に定める関係とする。
政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する第十五条の十 法第二十九条の四第五項第二号 (法第三十一条第五項

有している者 当該者と次に掲げる者との関係いて同じ。)を保有している者又は被支配会社が対象議決権を保すしているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号におす、同条第五項(第二号に係る部分に限る。)の規定により保対象議決権(法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権を

# イ〜ホ (略)

#### 二 (略)

て、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合におい「被支配会社」とは、支配株主等により総株主等の議決権の百分の決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の決権の首の場所を表している。

取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は前三号に掲げるリバティブ取引(法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デ

#### (特別の関係)

れぞれ当該各号に定める関係とする。
政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号 (法第三十一条第五項

有している者 当該者と次に掲げる者との関係いて同じ。)を保有している者又は被支配会社が対象議決権を保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号においい、同条第四項(第二号に係る部分に限る。)の規定により保一 対象議決権(法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権を

#### イ〜ホ (略)

#### 二 (略)

て、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合におい決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の

の会社の支配株主等とそれぞれみなす。の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているときは、当該他

3~5 (略

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

取引は、次に掲げるものとする。第十五条の二十一法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める

一~三 (略)

四 証券投資信託の設定、証券投資信託の元本の一部の償還又は証

券投資信託の受益証券と上場有価証券等との交換に係る受益証券

又は金銭等の授受

ために行う有価証券又は金銭の授受 リバティブ取引又は前各号に掲げる取引に基づく債務を履行する 前各号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デ

| 可業者| | (高速取引行為者に含まれる金融商品取引業者等及び取引所取引許

いずれかに該当する者とする。 準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、次の各号の 第十六条の四の二

法第三十八条第八号

記載して法第二十九条の登録を受けた者又は当該事項を記載して一登録申請書に法第二十九条の二第一項第七号イに掲げる事項を

他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該

3~5 (略

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

取引は、次に掲げるものとする。 第十五条の二十 法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める

一~三 (略)

(新設)

ために行う有価証券又は金銭の授受 リバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行する四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デ

(新設)

(法第六十条の十三において

出をした者を除く。)出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定による届出をした者(当該登録又は届法第三十一条第一項の規定による届出をした者(当該登録又は届

て同項の変更登録を受けた者を除く。)
を第四項の変更登録を受けた者(変更登録申請書に当該登録又は条第四項の変更登録を受けた者(変更登録申請書に当該登録又は条第四項の変更登録を受けた者(変更登録申請書に当該登録又は法第三十一

による届出をした者を除く。)

録又は届出に係る当該事項について変更があつた旨の同項の規定して法第三十三条の六第一項の規定による届出をした者(当該登して法第三十三条の二の登録を受けた者又は当該事項を記載

(最良執行方針等の適用除外等)

第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは

一 有価証券の売買 (次に掲げるものを除く。)

次に掲げるものとする。

(最良執行方針等の適用除外等)

、次に掲げるものとする。第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは

有価証券の売買(次に掲げるものを除く。)

略)	定	第十七条の十の三えは、次の表のと	三〜五(略)る登録金融機関	二 登録金融機関業務	合は、次に掲げる場合とする。第十六条の八 法第四十一条の1	(有価証券の売買	文	ハ 取扱有価証券の売買
略	句 読み替えられる字	へは、次の表のとおりとする。七条の十の三 法第六十条の十四第二項の規定による(電子店頭デリバティブ取引等業務等に関する読替え)	〜五 (略) る登録金融機関業務をいう。)として行う場合		場合とする。四十一条の三ただしま	(有価証券の売買等の禁止の適用除外)		券の売買
(略)	読み替える字句		行う場合	(法第三十三条の三第一項第六号イに規定す	<ul><li>げる場合とする。</li><li>法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場</li></ul>			
略)	読み替える法の規	<ul><li>(電子店頭デリバティブ取引なのではよりでする。</li></ul>	三~五 (略)	二 登録金融機関数	合は、次に掲げる場合とする。第十六条の八 法第四十一条の1	(有価証券の売買笠	文	<ul><li>価証券をいう。</li><li>イ・ロ (略)</li></ul>
一 (略)	句 読み替えられる字	へは、次の表のとおりとする。七条の十の三 法第六十条の十四第二項の規定による(電子店頭デリバティブ取引等業務等に関する読替え)	〜五 (略) 〜五 (略)	業務(法第三十三条の	場合とする。四十一条の三ただしま	(有価証券の売買等の禁止の適用除外)		以下同じ。)の売買
(略)	読み替える字句	おりとする。 法第六十条の十四第二項の規定による技術的読替ティブ取引等業務等に関する読替え)	仃う場合	登録金融機関業務(法第三十三条の五第一項第三号に規定する(略)	げる場合とする。 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場			う。以下同じ。)の売買証券(法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有)

— (略)	第二項第七号	略)	規定	表のとおりとする。  (外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的工は外国に住所を有する個人である場合について、第十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務に対する法の規定の適用に当たつての	略)	第六十条の五第一
(略)	は事務所と	- (略)	れる字句	第六十五条の 第六十五条の 別 対する法の規	- (略)	項各号 写条号
略)	事務所 本店及び国	一 (略)	読み替える字句	二の規定に、業者等又は、		
_	事務所の他の営業所又は本店及び国内における主たる営業		学句	表のとおりとする。 表のとおりとする。 で当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人(外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)	(略)	十号を除く。)
-						
(略)	第二十三条の三	略)	規定	(外国法人等に対す 第十七条の十六 金融 に当たつての法第二 に当たっての法第二	(略)	第六十条の五第
(略)	は事務所又を店その他	(略)	れる字句	る。 野六十五条の 野六十五条の 関大を有する個人	- (略)	項各号の二第一
(略)	事務 所又は事	略)	読み替える字句	二の規定に変める場合にある場合に		の二第一
	事務所の他の営業所又は本店及び国内における主たる営業		る字句	表のとおりとする。 表のとおりとする。 で当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の 又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用 十七条の十六 金融商品取引業者等又は特例業務届出者が外国法人 (外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)	(略)	第六十条の二第一項各号

277	2	第	ı			1
第十八条の四の十一の名金額は、零と	定める金額は、千万円とする。 申請者が外国法人である場合にお 五号ロの資本金の額又は出資の総額 法第六十六条の五十の登録の申請の	第十八条の四の九 法第六十六条の(高速取引行為者の最低資本金の	第四章の四	(略)	7 1	六頁 一条の二第
零とする。 十 法第六十六条の下 一 法第六十六条の下	五十の登録のfa が額又は出資の 法人である場合	法第六十六名	高速取引行為者	(略)	所又は事務	(略)
する。 法第六十六条の五十三第七号に規定する政令で定の最低純財産額)	ものとする。  ものとする。	法第六十六条の五十三第五号ロに規定する政令での最低資本金の額等)	為者	(略)	に設ける全ての営業所又は事務所金融商品取引業等を行うため国内	(略)
/ <b>C</b>		( )				
<u> </u>	91 1 331					
新設)	ØI 1 331	(新設)	(新設)	(略)	7 I	第五十条の二第
新設)	Ø1   A41		(新設)	(略) (略)	務所とは事	第五十条の二第(略)

第六十六条の六	規定競技を持える法の	(外国法人等に対する法の規定の適用に当た ・	第十八条の四の十一 法第六 適用する法第六十六条の五 適用する法第六十六条の五 地取引行為者が、その本国 速取引行為者が、その本国 場合には、内閣府令で定め けた期間とする。
続開始、再生手続開始と手続開始	高字句 る字句 る字句	八の規定による技・一二 高速取引行 高速取引行 高速取引行 おおお おおお おおお おおお おお おお おお おお おお おお おお お	
又は主たる営業所若しくは事務所清算開始の申立てを行つたとき、手続開始、更生手続開始若しくは国内において破産手続開始、再生	読み替える字句	定による技術的読替えは、次の表のとおりとすについて、法の規定の適用に当たつての法第六高速取引行為者が外国法人又は外国に住所を有る法の規定の適用に当たつての技術的読替え)	令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受 業報告書を提出することができないと認められる 、外国法人又は外国に住所を有する個人である高 、外国法人又は外国に住所を有する個人である高 その本国の法令又は慣行により、その事業年度経 その本国の法令又は慣行により、その事業年度経 をの本国の法令又は関行により、その事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、の事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令又は関行により、をの事業年度経 をの本国の法令ところにより、の規定により記述を表 をの本国の法令ところにより、を融庁長官の承認を受

第十八条の四の十三 号 +号 + 号 + の五十の登録又は高速取引行為者について、 第六十六条の六 第六十六条の六 第六十六条の六 (高速取引行為者に関する読替え) 第一項第五 第一項第四 第一項第三 清算人 法人を代表す た る 破産管財人 により解散し 法第六十六条の六十九に規定する法第六十六条 法人の |を受けたとき、 破産管財人又は当該国において破 続と同種類の手続を開始した 事務所の所在する国において清算 清算人又は主たる営業所若しくは 若しくは事務所の所在する国にお 令に基づき同種類 の所在する国において当該国の法 人に相当する者 産管財人に相当する者 いて当該国の法令に基づき破産手 法の規定を準用する場 又は主たる営業所

(新設)

の表のとおりとする。 合における法第六十六条の六十九の規定による技術的読替えは、次

第三項十七条	第二項	第一項	法の規定
五十三条、第五十四条若しくは前条二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の二、第五十二条の二、第五十二条の二、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項の規定により条第三十条の二第一項の規定により条	第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十二条の二第一項、第五十二条の二第一	登録申請者又は当該金融商品取引業者	読み替えられる字句
第二項若しくは第六十六条の六十二、第六	第六十六条の六十二、第六十六 条の六十三第一 への六十三第一	登録申請者当該登録申請者	読み替える字句

|--|

て同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

#### イ・ロ (略)

四号ハ及び第五号ハにおいて「特定子会社」という。) である 四十四条第十四項及び第十五項において同じ。)(次号ハ、第 株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社 認可金融商品取引業協会、 する株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、 て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようと の二第一項に規定する保有基準割合をいう。 認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合 十三条の四第三項 十七条の三第三項に規定する子会社をいう。 その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項 第四十三条の六第一項及び第二項並びに第 金融商品取引所、 以下この条、 以下この条におい 金融商品取引所持 (法第百三条 (法第八 第四

てを満たす者 う。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をい開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をい二 外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場

#### イ〜ハ (略)

つて、次に掲げる要件の全てを満たす者る外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。)であ四 外国商品市場開設者 (商品先物取引法第二条第十二項に規定す

#### イ〜ハ (略)

て同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

# イ・ロ (略)

要件を満たす者う。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げるすべての開設者を子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をい三 外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場

## イ〜ハ (略)

つて、次に掲げるすべての要件を満たす者る外国商品市場を開設する者をいう。次号において同じ。) であ四 外国商品市場開設者 (商品先物取引法第二条第十二項に規定す

# イ〜ハ (略)

おいて同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者する会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号に五 外国商品市場開設者持株会社(外国商品市場開設者を子会社と

/ (田/

(上場会社等の有価証券から除くもの)

されることとなる有価証券として内閣府令で定めるものとして政令で定めるものは、次に掲げる有価証券のうち当該有価証券の告題の管理発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理発行により得られる金銭をもつて資産を取得し、当該資産の管理として政令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。二十七条 法第百六十三条第一項に規定する有価証券から除くもの

二 (略)

(関連有価証券の範囲)

とする。

七条の六において「関連有価証券」という。)は、次に掲げるものに掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(次条及び第二十特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号第二十七条の四 法第百六十三条第一項に規定する当該上場会社等の

一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上

, 、 、A、 お、 おいて同じ。) であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者がいて同じ。) であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者にあって前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号に五 外国商品市場開設者持株会社(外国商品市場開設者を子会社と

イ〜 / (略)

(上場会社等の有価証券から除くもの)

発言・大工条 法第百六十三条第一項に規定する有価証券がら除くもの第二十七条 法第百六十三条第一項に規定する特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて特定資産(資産流動化法第二条を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券の方当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券がら除くもの社債券を除く。)として内閣府令で定めるもの

一 (略)

(関連有価証券の範囲)

信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係る場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを

もの

二~七(略

限の委任)(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

第三十八条 (略)

場合を含む。)において準用する法第三十五条の三(有価証券の売 る。 他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限 のに限る。 買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのも 分に限り、法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。 ブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部 及び第四十条(第二号に係る部分であつて、 法第六十条第 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は 法第六十条の十三(法第六十条の十四第二項において準用する 並びに法第百三十三条第 、第三十八条(第八号及び第九号に係る部分に限る。 項 (有価証券の売買その他の取引又はデリバティ 一項 第百五十七条から第百五十九 有価証券の売買その

**一**~七 (略)

限の委任)(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権

第三十八条 (略)

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は 2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は 2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は

する。 条まで、 を含む。 定並びに 第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規 法第百六十 及び第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定と 条第 項 (同条第) 「項において準用する場合

3

定は、法第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八 ら第百五十九条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十 (第四項及び第六項を除く。 に限る。)、第四十二条の二、第四十二条の七、 法第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのも 法第百九十四条の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規 (第一号、 第二号及び第九号に係る部分に限る。)、第三十九条 第四十条(同条第二号にあつては 第百五十七条か

条までの規定とする

法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は

号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限 を確保するためのものに限る。)、第六十六条の十二、第六十六条 て準用する法第三十八条の二、 十四及び第六十六条の十四の二並びに法第六十六条の十五におい 法第六十六条の十、第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正 第三十九条及び第四十条 (同条第二

5 略

の規定とする。

6 為の公正を確保するための **法第百九十四** 法第六十六条の五十五 条の七第二 ものに限る。 「項第三号の三 (法第 一条第四十一 一に規定する政令で定める規 第六十六条の五十七 項各号に掲げる行

> 定は、 二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規定とする。 げる行為の公正を確保するためのものに限る。)、第四十二条の一 条 第四十二条の七、 第四十条 法第百九十四条の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規 (第一号、 法第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、 (同条第二号にあつては、法第六十三条第一項各号に掲 第二号及び第八号に係る部分に限る。)、第三十九条 第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十

4 用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条 を確保するためのものに限る。 の十四、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五において準 あつては、 の規定とする 法第六十六条の十、 法第百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は 金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。 第六十六条の十一(金融商品仲介行為の公正 第六十六条の十二、第六十六条 (同条第二号に

5 (略)

(新設

定とする。

条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規条まで、第百六十二条及び第百六十三条から第百七十一条までの規正を確保するためのものに限る。)、第百五十七条から第百五十九回条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公司条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公司

#### 7 · 8 (略)

ま務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の 業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する業務は を責等の記定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に規定する政令で定める業務は 書間に係る業務とする。

商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公 第六十条の十三において準用する場合を含む。)、 条第二項、 買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り を確保するためのものに限り、 法第三十五条の三(取引所金融商品市場における有価証券の売 る場合を含む。 法第六十条の十三において準用する場合を含む。)、第三十六 第三十九条、 第三十七条から第三十七条の六まで、 第四十条 第四十条の二、 (同条第二号にあつては、 法第六十条の十三において準用 第四十条の四から第四十条 第三十八条 第三十八条の 取引所金融 法

#### 6 · 7 (略)

条に規定する措置に係る業務とする。
、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する、法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は

\_ で、 ティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の は、 第三十八条から第三十九条まで、 十二条の二、第四十二条の七、 買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る )、第三十六条第二項、 法第三十五条の三(取引所金融商品市場における有価証券の売 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバ 第百三十三条第 第四十条の四から第四十条の六まで、 項、 第百五十七条から第百五十九条まで、 第三十七条から第三十七条の六まで、 第四十四条から第四十四条の 第四十条(同条第二号にあつて 第四十一条の二、 第四 兀

限る。)に違反する行為リバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものにた条件(取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デニー法第三十条の二第一項又は第六十条第二項の規定により付され

三 (略)

限る。

第六十六条の五十七

(同条第二号にあつては

取引所

の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに四 法第六十六条の五十五(取引所金融商品市場における有価証券

五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まの公正を確保するためのものに限る。)、第百五十七条から第百金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引

で又は第百六十八条から第百七十一条までの規定に違反する行為

10

11

略

(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

の委任)

しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項若六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百

正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公法第三十条の二第一項の規定により付された条件(取引所金融

行為

三 (略)

(新設)

9 10 (略)

の委任)(委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限

第三十八条の二 第百七十二条の六第一項 項、 同条第三項において準用する場合を含む。 報告を求める権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要がある 規定による権限 び第三項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合 条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二項及 準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項 官権限」という。)のうち、 に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限 行うことを妨げない る事件についての検査に係るものを除く。) 百七十二条の二第一項 と認められる場合における検査の権限 七条の三十七の規定による権限並びに法第百九十三条の二第六項の を含む。 ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限 《の受理を除く。)は、次に掲げるものを除き、 十各項並びに第百七十二条の十 第二項 第百七十二条の三各項、 (同条第四項において準用する場合を含む。) 及び第三項、 第百七十二条の七から第百七十二 )、第二十七条の三十、 (同条第五項において準用する場合を含む。) 及び第六 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官 (次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書 (同条第四項において準用する場合を含む。 (同条第二項において準用する場合を含む 法第二十六条(法第二十七条において 第百七十二条の四第一項及び第二項 第二十七条の三十五並びに第二十 第 (法第百七十二条第一項、 項の規定による課徴金に係 一条の九まで、 は、 第百七十二条の五 委員会に委任する 金融庁長官が自ら 第百七十二条 (法第二十七 。 以 下 長 第 第

項

第三十八条の二 各項、 官権限」という。)のうち、 条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)、第二 準用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項 に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限 十 用する場合を含む。)、第百七十二条の五、 項において準用する場合を含む。)及び第六項、 定による報告又は資料の提出を命ずる権限、 第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。)は を含む。)、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定に び第三項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合 に係るものを除く。 七から第百七十二条の九まで、 いて準用する場合を含む。)及び第三項、 ける検査の権限 公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合に よる権限並びに法第百九十三条の二第六項の規定による権限 (同条第四項において準用する場合を含む。)、第二項 次に掲げるものを除き、委員会に委任する。 (同条第二項において準用する場合を含む。 一条の十一第 第百七十二条の四第一項及び第二項(同条第三項において準 法第百九十四条の七第一 一項の規定による課徴金に係る事件についての (法第百七十二条第一項、 は、 金融庁長官が自ら行うことを妨げない 法第二十六条(法第二十七条において 第百七十二条の十各項並びに第百七 項の規定により金融庁長官 第二項 第百七十二条の二第 第百七十二条の六第 報告を求める権限及び )、第百七十二条の ただし、これらの規 第百七十二条の三 (同条第四項に (法第二十七 (同条第五 (以 下 一項及 (次条 項

#### 〜三 (略)

第百五十六条の五の八、 する場合を含む。 場合を含む。 条の六第一項 三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二 第五十七条の十第一項、 定による権限 十六条の八十の規定による権限並びに法第百五十六条の八十九の規 の十二、第百五十六条の三十四、 六条の十六、第百六条の二十第一項 十二、第六十六条の四十五第一項、第六十六条の六十七、第七十五 十四第二項において準用する場合を含む。)及び第六十条の十四第 五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、 一項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六 委員会に委任する。 れた権限を除く。 長官権限 項第十三号に規定する債権 第七十九条の四、 第六十条の十一(法第六十条の十二第三項(法第六十条の 利率で金融庁長官の指定するものに係るものを除く。 (法第百九十四条の七第二 )、第百六条の二十七 (同条第二項において準用する場合を含む。) 、第百 (特定金融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条 )、第百五十五条の九、第百五十六条の五 第百五十一条 )のうち、 ただし、 第七十九条の七十七、 第五十七条の二十三、第五十七条の二十六 第百五十六条の十五、 これらの規定による報告又は資料の 法第五十六条の二第一項(法第六十 (法第百五十三条の四において準用 (金銭の貸借により生ずるものに限 第百五十六条の五十八及び第百五 (法第百九条において準用する (同条第二項において準用する 一項の規定により委員会に委任 第百三条の四、 第百五十六条の二十 (法第六十 第百六 の 四 し は

#### (略)

2

三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の一 された権限を除く。 する債権 融指標のうち外国為替及び外国貿易法第六条第一項第十三号に規定 の三十四、 第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、 五十一条(法第百五十三条の四において準用する場合を含む。 六条の二十七 の二十第一項 第七十九条の七十七、 十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四 第二項、 第五十七条の十第一項、 五条の三第三項において準用する場合を含む。)から第四項まで、 ただし、 よる権限並びに法第百五十六条の八十九の規定による権限 十四第二項において準用する場合を含む。)及び第六十条の十四第 長官の指定するものに係るものを除く。) 一項において準用する場合を含む。 一項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六 第百五十六条の十五、 長官権限 これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並び 第六十条の十一(法第六十条の十二第三項(法第六十条の (金銭の貸借により生ずるものに限る。 第百五十六条の五十八及び第百五十六条の八十の規定に (法第百九十四条の七第二 (法第百九条において準用する場合を含む。 (同条第二項において準用する場合を含む。 )のうち、 第百三条の四、 第百五十六条の二十の十二、第百五十六条 第五十七条の二十三、第五十七条の二十六 法第五十六条の二第一項 )、第百六条の十六、第百六条 一項の規定により委員会に委任 第百六条の六第一項 は、 第百五十六条の五 委員会に委任する。 )の利率で金融庁 (法第六十 (法第六十 (同 (特定金 一の八 第百

ことを妨げない。
ると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資す提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があ

3·4 (w

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

一・二 (略)

2~6 (略)

重要情報の公表に関する権限の財務局長等への委任)

内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国はずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(いずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(は出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額又は第四十一条の三 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額若し

おける検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合にに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及

3·4 (略

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

ては、福岡財務支局長)に、内国会社以外の者に関するものにあつの二及び第四十四条の三第一項において同じ。)に関するものにあの二及び第四十四条の三第一項において同じ。)に関するものにあいては主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社(国内に本

一•二 (略)

ては関東財務局長に委任する。

2~6 (略)

(新設)

任する。

「生する。」

「大の他の者に関するものにあつては関東財務局長に委を制力を対象では、その他の者に関するものにあっては、福岡財務を出る財務を制力にある場合にあっては、福岡財務を出る事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所会社の本店又は主

会に委任されたものを除く。) 一 法第二十七条の三十七第一項の規定により委員 規定による報告の求め(第三十八条の二第一項の規定により委員会に 委任されたものを除く。)並びに法第二十七条の三十七第二項の 関定による報告及び資料の提出

の規定による命令二 法第二十七条の三十八第一項の規定による指示及び同条第二項

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

下「本店等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつては有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を本店での他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るも

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

下「本店等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつては有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を本店その他の主たる営業所又は事務所(外国法人又は外国に住所を第四十二条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るも

る権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 大にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十三号に掲げ 内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取 内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取 大に表に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所

#### 一~五 (略)

七~十四 (略)

2 (略)

3 可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、 住所にあるものを除く。 取引所取引許可業者の事務所その他の施設 届 とする持株会社 しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者 十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。 出者の本店等以外の支店その他の営業所、 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務 一十九条の四第四項に規定する子会社をいう。 以下同じ。 項に規定する子特定法人、 (法第二 当該金融商品取引業者、 )、当該金融商品取引業者、 一十九条の四第一 当該金融商品取引業者を子会社 |項に規定する持株会社をい (国内における代表者の 事務所その他の施設、 取引所取引許可業者若 法第五十六条の二 次条第四項、 (その者から委託 取引所取引許 以下こ 第四 (法 3

在地) 内にある場合にあつては福岡財務支局長、 る権限は、 合にあつては関東財務局長) 引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場 同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所 を管轄する財務局長 金融庁長官が自ら行うことを妨げない (当該所在地が福岡財務支局 に委任する。 当該申請者、 ただし、 第十三号に掲げ 金融商品 の管轄区域 0 所

------(略)

の規定による申請書の受理へは第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五

七~十四(略

2

(略)

第一 引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた 第 住所にあるものを除く。 届出者の本店等以外の支店その他の営業所、 た者を含む。 並びに第四 可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二 取引所取引許可業者の事務所その他の施設 十六条の 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務 (その者から委託 一十九条の四第三項に規定する子会社をいう。 項に規定する子特定法人、 第 十四条第七項及び第八項において同じ。)とする法第五 以下この項において同じ。 項に規定する持株会社、 (二以上の段階にわたる委託を含む。 )、当該金融商品取引業者、 当該金融商品取引業者を子会社 当該金融商品取引業者、 (国内における代表者の 当該金融商品取引業者 事務所その他の施設、 第四十三条第三項 取引所取引許 取

第 うことができる。 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支 場合にあつては、 は、 融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等 条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金 長、 (以下この条において 項において同じ。 所在地 |項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。 前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行 (当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の その住所又は居所 「支店等」という。)に関するものについて 当該金融商品取引業者 を管轄する財務局長 (法第五 十六条の二 (当該所 0 同

者の子会社等 れたものを除く。 店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第 0 品 おいて同じ。 定による権限 から業務の委託を受けた者 第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第一 項及び次項において 取引業者、 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商 商品取引業者等と取引をする者又は当該特別 一項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支 )を含む。 取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者 (法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう (第三十八条の) )については、 「特別金融商品取引業者等」という。 次項において同じ。 (その者から委託 一第 当該支店等 一項の規定により委員会に委任さ )の所在地 (特別金融商品取引業 (二以上の段階にわ 金融商品取引業者 (当該特別 十 一項の規 ) に 係 (以下こ 可に

4

4

銀行等 財 当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ 個人の場合にあつては、 当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子 該支店等の所在地 ついては、 (同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限 の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は も行うことができる 務支局長、 (以下この条において 前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局 (当該取引をする者又は業務の委託を受けた者 その住所又は居所) 「支店等」という。 を管轄する財務局長 )に関するものに つては る。 福 当

品取引業者、 融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別 いて同じ。 者の子会社等 の項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。 から業務の委託を受けた者 れたものを除く。 定による権限 店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第 る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の 第四十三条の二第一 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融 )を含む。 取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者 (法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう (第三十八条の二第 こに 項並びに第四十四条第五項及び第 次項において同じ。 ついては、 (その者から委託 当該支店等 一項の規定により委員会に委任さ の所在地 (特別金融商品取引業 (二以上の段階にわた 金融商品取引業者 (当該 (以下こ -項にお 特別 項 か規

地 支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、 たる委託を含む。)を受けた者を含む。) その住所又は居所) が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。 金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 を管轄する財務局長 が個人の場合にあつては (当該所在地が福岡財務 当該所在 ただし

5 いう。 品取引業者等の本店等 令又は検査(以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」と うことができる。 きは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、 ける代表者。 前 又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたと )を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、 一項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命 以下この項並びに同条第三項及び第四項において同じ (取引所取引許可業者にあつては、 当該特別金融商 検査等を行 国内にお 5

### 6 略

|融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への

第四十二条の二 (略)

略

任

2 • 3

4 要株主 七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。 融商品取引業者を子会社とする持株会社又は指定親会社 第 項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者、 (法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。) 以下同じ。)の主 (法第五十 0) 金

> が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。 局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、 その住所又は居所)を管轄する財務局長 る委託を含む。)を受けた者を含む。) 金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 が個人の場合にあつては、 (当該所在地が福岡財務支 当該所在地

- 品取引業者等の本店等 令又は検査(以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」と 等を行うことができる めたときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、 ける代表者。以下この項並びに第四十四条第三項及び第四項におい いう。)を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、 て同じ。)又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出 (取引所取引許可業者にあつては、 当該 特別金融商 国内に 検査 0
- 6 · 略

(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への

任

2 • 略 第四十二条の二

略

4 第五十六条の二第 主要株主 十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。 第 項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者、 (法第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。) 一項に規定する持株会社又は指定親会社 以下同じ。)の (法第五 法

が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等」という。)に関するものについては、第一項本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所(以下この項におい本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所(以下この項におい

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任

第四十三条 地 げる金融機関の本店等の所在地 のに限る。 に 同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在 ある場合にあつては、 を管轄する財務局長 長官権限のうち次に掲げるもの は、 銀行、 協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内 (第六号に掲げる権限にあつては、 に委任する。 (登録金融機関に係るも

一~五 (略)

六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第七項

七~十 (略)

の規定による申請書の受理

2

(略)

該登録金融機関を子会社とする持株会社、当該登録金融機関から業他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その

地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従いて「従たる事務所等」という。)に関するものについては、第一い本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所(以下この項におの本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所(以下この項にお

金融機関に関する権限の財務局長等への委任

にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。 のに限る。)は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るも第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもののになる。)は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもののでは、

一~五 (略)

の規定による申請書の受理六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項

七~十 (略

2 (略)

該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その

委託 轄する財務局長 支局長のほか、 等若しくは子金融機関等 取引業者等である者に限る。 該登録金融機関 務の委託を受けた者 ては関東財務局長)も行うことができる。 合にあつては福岡財務支局長、 に関するものについては、 を受けた者が個人の場合にあつては、 を受けた者を含む。 当該支店等の所在地 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 (法第五十六条の二第三 (その者から委託 (以下この条において「支店等」という。 前項に規定する財務局長又は福岡財務 )の同条第三項に規定する親金融機関 当該所在地が 以下この項において同じ。 (当該取引をする者又は業務の (二以上の段階にわたる委託 |項に規定する特定金融商品 その住所又は居所) 国外にある場合にあつ 又は当 を管

ら委託

(二以上の段階にわたる委託を含む。

を受けた者を含む。

(その

者か

(同条第三項に の同条第三項

当該登録金融機関から業務の委託を受けた者

持株会社、

第四十三条の二の二 長官権限のうち次に掲げるものは、 は、 東財務局長) 品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有し 域内にある場合にあつては福岡財務支局長 所在地) .官が自ら行うことを妨げない 融商品仲介業者の本店等の所在地 同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の 融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任 を管轄する財務局長 に委任する。 ただし (当該所在地が福岡財務支局の管轄区 第十号に掲げる権限は、 (第六号に掲げる権限にあつて 当該申請者又は金融商 ない場合にあ 申請者又は つては関 金融庁

4 { 7 の住所又は居所) 引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、 財務局長又は福岡財務支局長のほか、 規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。 以下この項において同じ。 国外にある場合にあつては関東財務局長)  $\mathcal{O}$ て「支店等」という。 に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等 (金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任 管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、 を管轄する財務局長 )に関するものについては、 )又は当該登録金融機関 当該支店等の所在地 (当該所在地が福岡財務支局 も行うことができる。 (以下この条にお 前項に規定する

第四十三条の二の二 長官権限のうち次に掲げるものは、 は、 東財務局長) 品仲介業者が国内に営業所又は事 域内にある場合にあつては福岡財務支局長、 所在地) 長官が自ら行うことを妨げない。 金融商品仲介業者の本店等の所在地 同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所 を管轄する財務局長 に委任する。 (当該所在地が福岡財務支局の 務所を有しない場合にあつては関 第十号に掲げる権限は、 (第六号に掲げる権限にあつて 当該申請者又は金融商 申請者又は 管轄区

~ 五. 略

~ 五.

略

当該所在地

(当該取

そ

	1
	規定による通知(法第六十六条の五十の登録に係るものに限る。
	七 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第三項の
	規定による審問
	六 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第一項の
	五 法第六十六条の六十六の規定による登録の抹消
	四 法第六十六条の五十三の規定による登録の拒否
	簿の縦覧
	三 法第六十六条の五十二第二項の規定による高速取引行為者登録
	規定による登録
	二 法第六十六条の五十二第一項及び第六十六条の五十四第二項の
	一 法第六十六条の五十一第一項の規定による登録申請書の受理
	ない場合にあつては関東財務局長)に委任する。
	、当該申請者又は高速取引行為者が国内に営業所又は事務所を有し
	が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長
	高速取引行為者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地
(新設)	第四十三条の二の三 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は
	(高速取引行為者に関する権限の財務局長等への委任)
2~4 (略)	2~4 (略)
七~十四 (略)	七~十四 (略)
し書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理	し書の規定による確認及び同条第七項の規定による申請書の受理
六 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただ	六 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただ

- による報告の求めのうち第六号に規定する審問に係るもの人。法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定
- 2 長官権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官が自ら行うことを がげない。
- びに第六十六条の六十一第一項の規定による届出の受理 法第六十六条の五十四第一項及び第三項、第六十六条の六十並
- | 法第六十六条の五十九の規定による書類の受理
- | まで及び第六十六条の六十四の規定による処分 | 法第六十六条の六十二、第六十六条の六十三第一項から第三項
- 四 法第六十六条の六十五の規定による公告
- 。) 三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く 並びに検査(法第百九十四条の七第二項第三号の三の規定及び第 並びに検査(法第百九十四条の七第二項第三号の三の規定及び第
- 規定による聴聞
  大 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第二項の
- 規定による通知(法第六十六条の五十の登録に係るものを除く。」 法第六十六条の六十九において準用する法第五十七条第三項の

九 第十八条の四の十一ただし書の規定による承認による報告の求めのうち第六号に規定する聴聞に係るもの八 法第百八十七条第一項の規定による処分及び同条第二項の規定

3 合にあつては福岡財務支局長 轄する財務局長 委託を受けた者が個人の場合にあつては、 支局長のほか、 この項において同じ。 ては関東財務局長)も行うことができる。 又は当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者 に関するものについては、 他の営業所若しくは事務所、 (二以上の段階にわたる委託を含む。 頭第五号に掲げる権限で高速取引行為者の本店等以外の支店そ 当該支店等の所在地 (当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場 (以下この条において「支店等」という。 前項に規定する財務局長又は福岡財務 当該高速取引行為者と取引をする者 当該所在地が国外にある場合にあつ (当該取引をする者又は業務の その住所又は居所)を管 を受けた者を含む。 (その者から委 以下

4

当該高速取引行為者から業務の委託を受けた者

当該支店等の所在地

に掲げる権限で当該高速取引行為者の支店等に関するものについて

(当該高速取引行為者と取引をする者又は

(その者から委託

一項の金融庁長官の指定する高速取引行為者に係る同項第五号

支局長、

所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務

当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に

の場合にあつては、

その住所又は居所)

を管轄する財務局長

(当該

以上の

段階にわたる委託を含む。

を受けた者を含む。

が

7個人

- 42 -

→。一委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げな

当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店等又は福岡財務支局長は、当該高速取引行為者の本店等又は当該支店等以前二項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は

ものとする。これを取り消したときも、同様とする。 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示する

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四(略)

2

じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又 場合にあつては、その住所又は居所) に規定する商品取引参加者をいう。 の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者 に関するものについては、 は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託 所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。以下こ 項において同じ。) 長のほか、 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務 当該支店等の所在地 (以下この条において「支店等」という。) 前項に規定する財務局長又は福岡財務支 (業務の委託を受けた者が個人の 第四十四条第十四項において同 を管轄する財務局長 当該金融商品取引所 (法第百五十一条 (当該所

金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任

2 (略)

第四十三条の四

3

場合にあつては、その住所又は居所) じ。)、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又 の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者 局長のほか、当該支店等の所在地 の項において同じ。) に規定する商品取引参加者をいう。 に関するものについては、 は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者(その者から委託 所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。以下こ 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務 (以下この条において「支店等」という。) 前項に規定する財務局長又は福岡財務支 (業務の委託を受けた者が個人の 第四十四条第十三項において同 を管轄する財務局長 当該金融商品取引 (法第百五十一条 (当該所 所

局長、 うことができる。 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長) も行

4

(委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条 登録金融機関、 を行うことを妨げない。 該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつて 又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長 介業者、高速取引行為者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所 (以下この条において「金融商品取引業者等」という。) の本店等 福岡財務支局長)に委任する。 長官権限のうち次に掲げるものは、 自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社 取引所取引許可業者、 ただし、委員会が自らその権限 特例業務届出者、金融商品仲 金融商品取引業者、 (当

の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六 六十六条の二十二、 合を含む。)、第三項及び第四項、 十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場 (法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五 第六十六条の六十七、 第六十条の十一(法第六十条 第七十五条、第七十九

> 局長、 うことができる 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)

4 略

第四十四条 代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所 長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨 が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 いて「金融商品取引業者等」という。)の本店等又は国内における 規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社 介業者、協会、 登録金融機関、 (委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任 長官権限のうち次に掲げるものは、 金融商品取引所、 取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品 金融商品取引所持株会社等、 金融商品取引業者 (以下この条にお 福岡財務支局 自主

六十六条の二十二、第七十五条、 の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三条の六 合を含む。)、第三項及び第四項、 十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場 (法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。) 、第 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五 第七十九条の四、 第六十条の十一(法第六十条 第百六条の二

場合を含む。 条の四、 規定による権限 第百六条の二十七 第百五十一条 )、第百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四 (法第百五十三条の四において準用する (法第百九条において準用する場合を

2

委託 が個人の場合にあつては、 該対象支店等の所在地 従属事務所等、 業務支店等、 取引支店等、 は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者 ついては、 ⊺該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福 (以下この条において も行うことができる 務支局長、 項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者を含む。 取引所従属事務所等、 同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 金融支店等、 金融商品仲介支店等、 外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店 当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局 (当該金融商品取引業者等と取引をする者又 「対象支店等」という。)に関するものに その住所又は居所) 取引所取引許可業者従属事務所等、 取引所持株会社支店等、 高速取引支店等、 を管轄する財務局長 自主規制法人 協会従属事務 (その者から 特例 当 2

3 略

4 局 は 福岡財務支局長 融商品取引所の本店又は主たる事務所の (当該所 項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほ 在地が 福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつて は 当該金融商品取引所に上場されている金 所在地を管轄する財務 カコ

> 十七 条 五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限 (法第百 (法第百九条において準用する場合を含む。 五十三条の四において準用する場合を含む。 第百五十一

在地 階にわたる委託を含む。 国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等 事務所等、 業務支店等、 できる。 該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことが 引業者等から業務の委託を受けた者(その者から委託 規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、 おいて「対象支店等」という。)に関するものについては、 取引支店等、 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、 つては、 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融 (当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品 その住所又は居所)を管轄する財務局長 取引所持株会社支店等、 金融支店等、 金融商品仲介支店等、 )を受けた者を含む。 取引所取引許可業者從属事務所等、 自主規制法人從属事務所等、 協会従属事務所等、 )が個人の場合にあ 当該対象支店等の (当該所在地が (以下この (二以上の段 取引所従属 同項に 条に 特例 商 当 外 所 福

3

4

局長 は、 第一項及び第一 金融商品取引所の本店又は主たる事務所の (略) 福岡財務支局長) (当該所在地が福岡財 一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほ は 当該金融商品取引所に上場されている金 務支局の管轄区域内にある場合にあつて 所在地を管轄する財務

取 速取引行為を行つている金融商品取引業者、 取 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ 融商品等 引に関し、 出 引許可業者、 して報告又は資料の提出を命ずることができる。 「取引金融商品取引業者等」という。)に対して報告又は資料の 、ティブ取引若しくはこれらの媒介、 融商品取引支店等、 項において同じ。 を命ずる必要を認めたときは、 金融商品仲介支店等又は高速取引支店等 (法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。 当該金融商品等に係る有価 金融商品仲介業者若しくは高速取引行為者の本店等 についての当該金融商品取引所の開設する 金融支店等、 当該取引金融商品取引業者等に 取引所取引許可業者従属事務 取次ぎ若しくは代理又は高 証券の売買若しくは市場デ 登録金融機関 (以下この項におい 取引所 以下

外国金融商品 属事務所等、 融商品仲介支店等、 融支店等、 届 、ては、 いては、 出者及び高速取引行為者に係る同項各号に掲げる委員会の権限に 出者又は 融商品取 商品取引業者、 項の規定は、 第二項中 取引所取引許可業者従属事務所等、 適用しない。この場合における前三項の規定の適用につ 引業 取引所持株会社支店等、 高速取引行為者の金融商品 取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるの 「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、 登録 特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する 高速取引支店等、 登録金融機関 金融機関、 取引所取引許可業者、 取引所取引許可業者 自主規制法人従属事務所等、 協会従属事務所等、 取引支店等 特例業務支店等、 金融支店等 取引所従 特例業務 特例業 金 金 は

5

5

この 業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。 リバティブ取引又はこれらの媒介、 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ 項において「取引金融商品取引業者等」という。)に対して報告又 引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等 取引に関し、 融商品等 は資料の提出を命ずる必要を認めたときは、 金融商品仲介業者の本店等、 る金融商品取引業者、 頃において同じ。 (法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。 当該 金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デ 登録金融機関、 についての当該金融商品取引所の開設する 金融商品 取次ぎ若しくは代理を行つて 取引所取引許可業者若しくは 取引支店等、 当該取引金融商品 金融支店等、 (以下この 取 取

ない。 取引許可業者従属事務所等、 務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、 金融商品取引業者、 金融支店等 は証券金融支店等」 「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、 第一 取 自主規制法人從属事務所等、 協会従属事務所等、 引所取引許可業者又は特例業務届 この場合における前三項の規定の適用については、 項 の規定は、 取引所取引許可業者従属事務所等 とあるの 特別金融商品取引業者並びに委員会の指定する 登録金融機関、 取引所従属事務所等、 特例業務支店等、 は 外国金融商品取引所従属事務所等又 「金融商品取引業者 取引所取引許可業者及び 出者の 金融商品 取引所持株会社支店等 又は特例業務支店等 金融商品仲介支店等 金融支店等、 取 登録金融機関 引支店等 第 5特例業 取引所 適 三項 用

取引行為者の対象支店等」と、 許可業者、特例業務届出者若しくは高速取引行為者」 等を含む。次項において同じ。 等」とあるのは「当該対象支店等(特別金融商品取引業者の子会社 長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、 うち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五 十七条の十第一項の規定による権限」と、 取引所取引許可業者従属事務所等、 「金融商品取引業者等の対象支店等」とあるのは「金融商品取引業 とあるのは 項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。 は 例業務届出者若しくは高速取引行為者」 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者、 |項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは 「関するもの」とあるのは 「当該金融商品取引業者、 取引所取引許可業者、 ) 」 と、 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者等」とある 特例業務支店等又は高速取引支 「関するもの及び長官権限の 登録金融機関、 「当該金融商品取引業者等 特例業務届出者又は高速 「同項に規定する財務局 と 取引所取引許可業者 前項中 「当該対象支店 と、第三項中 取引所取引 第 一項及 「第

6 (略)

委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。) 商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、 対変融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に 規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会 で、当該金融商品取引業者を予会社とする持株会 で、当項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融

> 第一 機関、 含む。 の対象支店等」とあるのは 条の十第一項の規定による権限」 第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七  $\mathcal{O}$ 融商品取引業者等」とあるのは 引所取引許可業者又は特例業務届出者の対象支店等」と、 業者若しくは特例業務届出者」 とあるのは は福岡財務支局長」とあるのは あるのは と は 項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とある 次項において同じ。)」と、 「関するもの」とあるのは 第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。 取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、 「当該金融商品取引業者、 「当該対象支店等 「金融商品取引業者、 と、 (特別金融商品取引業者の子会社等を 「委員会」と、 \_ كر 「当該金融商品取引業者、 「関するもの及び長官権限のうち 登録金融機関、 第三項中 「当該金融商品取引業者等」と 「同項に規定する財務局長又 「金融商品取引業者等 「当該対象支店等」 登録金融機関 取引所取引許 前項中 登録金融 「当該 取 金

(略)

7 6

金融商品取引業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(二社(同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。)、当該規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会当該金融商品取引業者を不会社とする持株会議の一個の営業所若しくは事務所、第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融

業者等である者に限る。) しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定 当該金融商品取引業者 る親銀行等若しくは子銀行等をいう。 (同条第三項に規定する特定金融商品取引 の同条第三項に規定する親金融機関等若

### 8 11 略

12 速取引行為者と取引をする者又は当該高速取引行為者から業務の委 託を受けた者 行為者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、 を受けた者を含む。 |項及び第四項に規定する (その者から委託 二以 「高速取引支店等」とは、 上の段階にわたる委託を含む 高速取引 当 T該高

13 \( \)
21 (略

をいう

(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任)

第四十四条の三 (略

#### 2 (略)

3 務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 の三十七の規定による権限は、 任された法第二十七条の三十、 任する。 長官権限のうち、第三十八条の二第一 ただし、 委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 第二十七条の三十五及び第二十七条 居住者に関するものにあつては当該 項の規定により委員会に委 福岡財 (当該

> ある者に限る。 融商品取引業者 以上の段階にわたる委託を含む。 行等若しくは子銀行等をいう。 金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀 (同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等で の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子 )を受けた者を含む。)、 当該金

8 \ 11 略

(新設

12 \$ 20 略

(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任

第四十四条の三 略

#### 2 (略)

3 する。 支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任 在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、 住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 三十五の規定による権限は、 任された法第二十七条の三十の規定による権限及び法第二十七条の 長官権限のうち、第三十八条の二第一 ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 居住者に関するものにあつては当該居 項の規定により委員会に委 福岡財 (当該所

4

(略)

二 商品先物取引法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)

開設者を子会社とする者であつて前号に掲げる者以外の者をいう	開設者を子会社とする者であつて前号に掲げる者以外の者をいう
五 外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場	五 外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場
イ〜ハ (略)	イ〜ハ(略)
において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者	において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者
一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。次号	一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。次号
四の外国金融商品取引市場開設者(金融商品取引法第六十条の二第	四 外国金融商品取引市場開設者(金融商品取引法第六十条の二第
イ〜ハ (略)	イ〜ハ(略)
)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者	)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者
。以下この号において「外国商品市場開設者持株会社」という。	。以下この号において「外国商品市場開設者持株会社」という。
三 外国商品市場開設者を子会社とする者(前号に掲げる者を除く	三 外国商品市場開設者を子会社とする者(前号に掲げる者を除く
イ〜ハ (略)	イ〜ハ(略)
者」という。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者	者」という。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者
二 外国商品市場を開設する者(次号において「外国商品市場開設	二 外国商品市場を開設する者(次号において「外国商品市場開設
一 (略)	一 (略)
る者とする。	る者とする。
第十一条 法第九十六条の十九第一項の政令で定める者は、次に掲げ	第十一条 法第九十六条の十九第一項の政令で定める者は、次に掲げ
五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる者	五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる者
(株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の	(株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の
現	改正案

。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全て

イ〜ハ (略)

イ~ハ (略) 。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要

三 資産の流動化に関する法律施行令 (平成十二年政令第四百七十九号)

(略)	号  第三十八条第九	— (略) — —	定商品取引法の規	(資産対応証券の募集符 集等の取扱いを行う特定 の規定の読替え) 第四十七条 法第二百九名 等を行う特定目的会社品 等を行う特定目的会社品 で譲渡人について金融充 で譲渡人について金融充 の規定を準用する場合と
(略)	金融商品取引業	略)	読み替えられる字句	次の表のとおりとする。 改 正 で譲渡人について金融商品取引法(四 生譲渡人について金融商品取引法(四 大で譲渡人について金融商品取引法(四 大で譲渡人について金融商品取引法(四 大の表のとおりとする。 改 正
- (略)	募集等業務	- (略)	読み替える字句	改 正 案  次の表のとおりとする。  改 正 案  政 正 案  政 正 を
(略)	号  第三十八条第八	- (略)	定商品取引法の規	(資産対応証券の募集等の規定の読替え) 集等の取扱いを行う特定 の規定の読替え) 等を行う特定目的会社及 等を行う特定目的会社及 で譲渡人について金融充 で譲渡人について金融充 の規定を準用する場合と
(略)	金融商品取引業	— (略)	読み替えられる字句	で表示では、 で会社及び資産対応なる場合における同法の の募集等を行う特定と で金融商品取引法(四 の募集等を行う特定と の募集等を行う特定と の募集等を行う特定と の募集等を行う特定と の募集等を行う特定と の表表の表示で、 の表表の、 のまるの、 のまるの。 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの、 のまるの。 のまるの。 のまるの、 のまるの。 のまるの。 のまるの。 のまるの。 のまるの。 のまるの。 のまるの。 の。 のまるの。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。
(略)	募集等業務	- (略)	読み替える字句	現 行

				<b>第</b>	2 _
(略)	第二百九条第一 第二百九条第一 第二百九条第一	- (略)	規定	(原委託者が行 (原委託者が行 受益証券の募集 する金融商品取る する金融商品取る	8 (略)
(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句	(原委託者が行う受益証券の募集等に の当該規定に係る技術的読替えは、次 受益証券の募集等について法第二百ヵ での金融商品取引法の規定を含む。)	
- (略) - (略)	受益証券の募集等の業務	— (略)	読み替える字句	る当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合におけ受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う読替え)	
略)	第八号 第二百九条第一 明法第三十八条 明 八号 第二百九条第一	- (略)	規定  規定  が表える法の	(原委託者が行 (原委託者が行 を益証券の募集 する金融商品取 る当該規定に係	2 (略)
(略)	金融商品取引業	- (略)	読み替えられる字句	(原委託者が行う受益証券の募集等に の場別定を含む。) 受益証券の募集等について法第二百4 でのののでは第二百4 でのののでは第二百4 でのののでは第二百4 でののののののののののののののののののの のののののののののののののののの	
(略)	受益証券の募集等の業務	— (略)	読み替える字句	る当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合におけ受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う読替え)	

2



四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)

(証券取引等監	2~5 (略)	- (略)	号 第三十八条第九	— (略)	定商品取引法の規	に係る技術的読替えはのいて金融商品取引法第百二十一条 法第百九第百二十一条 法第百九	
祝委員会への取引等の		(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句	受えは、次の表のとなり 東百九十七条の規定と 東百九十七条の規定と 東百九十七条の規定と	改正
(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の		一 (略)	投資証券の募集等の業務	— (略)	読み替える字句	に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。ついて金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定百二十一条 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等に(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)	案
(証券取引等監視委	2~5 (略)	(略)	号 第三十八条第八	 (略)	定 商品取引法の規 の規	会技術的読替えは、 第百二十一条 法第百 第百二十一条 法第百	
視委員会への取引等は		(略)	金融商品取引業	(略)	読み替えられる字句	は、次の表のとおりとする。引法の規定を準用する場合に第百九十七条の規定においての場でにおいてのが、	現
員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権		- (略)	投資証券の募集等の業務	— (略)	読み替える字句	る技術的読替えは、次の表のとおりとする。いて金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係百二十一条 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等につ(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)	行

## 権限の委任の内容)

第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規

## 限の委任の内容)

第百三十三条 一項 引の公正を確保するためのものに限る。 第一 条、第四十条(同条第二号にあっては、投資証券の募集等に係る取 号を除く。)及び第二項、 は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条( 項第二号を除く。)、第三十七条の三第 (第三号を除く。) の規定とする。 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定 第三十七条の四、 並びに第四十四条の三第 第三十八条、 項 (第二号及び第六 第三十九

五 不当景品類及び不当表示防止法施行令 (平成二十一年政令第二百十八号)

	2 (略)
妨げない。	を妨げない。
©こと   に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを	会に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使すること
院委員 品又は役務の取引に関するものに限る。)を証券取引等監視委員会	商品又は役務の取引に関するものに限る。)を証券取引等監視委員
に係る 第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務に係る商	第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る
プ同法 る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法	る商品又は役務の取引及び同項に規定する登録金融機関が行う同法
*に係   融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係	融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する金融商品仲介業に係
<ul><li> 「商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金」</li></ul>	商品取引業に係る商品又は役務の取引、同条第十二項に規定する金
<ul><li>金融 九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融</li></ul>	九項に規定する金融商品取引業者が行う同条第八項に規定する金融
条第   た権限(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第	た権限(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第
Hされ 第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任され	第二十条 金融庁長官は、法第三十三条第三項の規定により委任され
(証券取引等監視委員会への権限の委任等)	(証券取引等監視委員会への権限の委任等)
現行	改正案

六 金融庁組織令 (平成十年政令第三百九十二号)

一 (略)	一 (略)
を除く。	を除く。
掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するもの	掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するもの
第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に	第四条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に
(検査局の所掌事務)	(検査局の所掌事務)
2 (略)	2 (略)
四十二~五十 (略)	四十二~五十 (略)
すること。	すること。
価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関	価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関
四十一 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有	四十一 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有
三十~四十 (略)	三十~四十 (略)
画及び立案に関すること。	画及び立案に関すること。
いて「金融機関等」という。)の行う国際業務に関する制度の企	いて「金融機関等」という。)の行う国際業務に関する制度の企
イからコまでに掲げる者(第十一条第一項第一号及び第二号にお	イから 工までに掲げる者 (第十一条第一項第一号及び第二号にお
二十九 金融庁設置法 (以下「法」という。) 第四条第一項第三号	二十九 金融庁設置法(以下「法」という。)第四条第一項第三号
一~二十八 (略)	一~二十八 (略)
第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。
(総務企画局の所掌事務)	(総務企画局の所掌事務)
現	改正案

六条の 九条の七十七、 及び第二百十三条第一項から第四項まで、 関する法律 第百五十一条、 六条の二十七 二十第一項 項 条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第 六条第一項におい 及び第二項、 預金保険法 示防止法 五十六条の五の八、 に 項、 十七号) 条の 金融商品 第二百十七条第一項 おいて準用する場合を含む。 第六十六条の六十七、 第百五十六条の三十四、 同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三 八十及び第百五十六条の八十九、投資信託及び投資法人に 第一 (昭和三十七年法律第百三十四号) 第二十九条第 (平成十九年法律第) 第四十条第 取引法第五十六条の二第一 (同条第) (昭和二十六年法律第百九十八号) (昭和四十六年法律第三十四号) 項、 資産の流動化に関する法律 (同法第百九条において準用する場合を含む。 第百五十五条の九、 第百三条の四、 個 第五十七条の二十三 て準用する場合を含む。 人情報の 第百五十六条の十五、 一項において準用する場合を含む。)、 一項 (同 法第 第七十五条、 並びに犯罪 保護に関する法律 <u>一</u> 第百五十六条の五十八、第百五十 第百六条の六第一項 一百九条第二項 号) 第百六条の十六、第百六条の 第百五十六条の五の四、 一及び第五十七条の二十六第 項から第四項まで、 による収益の移転防止 第七十九条の四、 第十六条第 (平成十年法律第百五号 不当景品類及び不当 第百五十六条の二十 におい 第百三十七条第一項 (平成十五年法 第二十二条第 同 法第二百八十 て準用する場 (同条第二項 項 の規定に 第七十 第五 一項 第百 に関 · 項 第百 律第 表 O+

三十四、 項、 報の 項から第四項まで、不当景品類及び不当表示防止法 条の四、 条の六並びに同法第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第 七 法 用する場合を含む。 動化に関する法律 年法律第百三十四号)第二十九条第一項、 六年法律第百九十八号) 百五十六条の十五、 百九条において準用する場合を含む。)、第百五十一条、 項において準用する場合を含む。 を含む。 六年法律第三十四号) 十六条の八十九、投資信託及び投資法人に関する法律 十五条の九、 項、 同 条の 律第 項 金融商品取引法第五十六条の二第一 保護に関する法律 法第二百九条第二項 第七十五条、 (並びに犯罪による収益の移転防 十第一 同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三 二十二号) 第百五十六条の五十八、 )、第百六条の十六、 第百六条の六第一項 項、 第百五十六条の五の四、 第七十九条の四、 第十六条第 第五十七条の二十三及び第五十七条の二十六第 (平成十年法律第百五号) 第百五十六条の二十の十二、第百五十六条 において準用する場合を含む。 第百三十七条第一 (平成十五年法律第五十七号) 第二十1 (同法第二百八十六条第一項において進 (同条第二項において準用する場合 第百六条の二十第一項 項 一条第一 第百五十六条の八十及び第百 の規定に基づく検査 第七十九条の七十七、 止に関する法律 第百五十六条の五の八、 第百六条の二十七 項から第四項まで、 項及び第二項、 項及び第二百十三条第 預金保険法 第二百十七条第 (昭和三十 (平成十九 第四十 に関するこ (昭和) (同条第二 (昭和四· 資産 第百 第百三 第 個 同 一の流 人情 Ŧī. 項 第

基づく検査に関すること。

一次に掲げる者の検査に関すること。

イ~へ (略)

チ~ク (略)

(監督局の所掌事務)

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ソ (略)

ツ高速取引行為者

ネ (略)

第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項ナー特定金融指標算出者(金融商品取引法第百五十六条の八十五

第一号へ及び第二十三条第一項第一号チにおいて同じ。)

ラ〜コ (略)

二~十三 (略)

らフまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ラ、ム及びノか

ع

三次に掲げる者の検査に関すること。

イ~へ (略)

を受けた者において同じ。)若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業において同じ。)若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業において同じ。)若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業信担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第

チ〜ク (略)

į

(監督局の所掌事務)

第五条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ソ (略)

(新設)

ノ (略)

第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。第二十条第一項ネ 特定金融指標算出者(金融商品取引法第百五十六条の八十五

ナ〜フ (略) 第一号へ及び第二十三条第一項第一号トにおいて同じ。)

二~十三 (略)

らケまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ナ、ラ及びヰか

ついては総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務にする事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ネに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ネに掲げる事務については検査局の所掌に属する

# 、企業開示課の所掌事務

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

格付業者に関する制度の企画及び立案に関すること。容等の開示等に関する制度及び同法第三章の三の規定による信用金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による企業内

に第一 用する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項 七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。 項 金融商品取引法第二十六条第一項 一十七条の三十七第 第二十七条の三十第 一項の規定に基づく検査に関すること。 可項 第 (同法第二十七条において準 条の一 三十五第 (同法第二十 ) 及び第 項並び

2 (略)

四~十

略

ついては総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務にする事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ツに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ツに掲げる事務については検査局の所掌に属する、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属する

# (企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

容等の開示等に関する制度及び同法第三章の三の規定による信用一金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による企業内

格付業者に関する制度の企画及び立案に関すること

券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関する二 金融商品取引法第二章から第二章の五までの規定による有価証

の規定に基づく検査に関すること。

二項、第二十七条の三十第一項並びに第二十七条の三十五第一項出する場合を含む。)、第二十七条の二十二第一項(同法第二十年の出等に表の二十二第一項(同法第二十二条の規定に基づく検査に関すること。

四~十(略

2

8

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イ~ホ (略)

高速取引行為者

ト・チ (略)

略)

項第一号トに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、 いては検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同 の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務につ 前項の場合において、同項第一号イからへまで及びチに掲げる者

検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものと

する。

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

次に掲げる者の監督に関すること。

イ~ホ (略)

(新設)

〜 ト (略)

(略)

2 項第一号へに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局· の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務につ 検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものと いては検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同 前項の場合において、同項第一号イからホまで及びトに掲げる者

する。

七 金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機関を定める政令(平成二十一年政令第三百八号)

<ul><li>一〜十五 (略)</li></ul>	金融庁設置法第四条第一項第三号ヤの政令で定めるものは、次に掲	関を定める政令金融庁設置法第四条第一項第三号ヤに規定する指定紛争解決機	改正案
一〜十五 (略)	金融庁設置法第四条第一項第三号クの政令で定めるものは、次に掲	関を定める政令金融庁設置法第四条第一項第三号クに規定する指定紛争解決機	現